

優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地造成認定事務に関する規則（昭和四十九年広島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第一条 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定に基づく認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に別記様式第一号による優良宅地造成認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2―5 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イの規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第一条 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定に基づく認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に別記様式第一号による優良宅地造成認定申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2―5 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第2条, 第12条関係)

優良宅地造成認定申請書

租税特別措置法 (第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ) の規定に基づき優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日
広島県知事 様

認定申請者 住 所
氏 名

(略)

注 (略)

様式第3号 (第2条関係, 第12条関係)

設計者経歴書

年 月 日

設計者氏名

次のとおり相違ありません。

氏名, 生年月日	(略)	年 月 日 生
(略)		

注 (略)

改正前

別記様式第1号 (第2条, 第12条関係)

優良宅地造成認定申請書

租税特別措置法 (第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ) の規定に基づき優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日
広島県知事 様

認定申請者 住 所
氏 名

(略)

注 (略)

様式第3号 (第2条関係, 第12条関係)

設計者経歴書

年 月 日

設計者氏名

次のとおり相違ありません。

氏名, 生年月日	(略)	明治 大正 年 月 日 生 昭和
(略)		

注 (略)

様式第4号 (第5条関係)

認 定 書

第 年 月 日 号

広島県知事 印

次の宅地の造成は、租税特別措置法 第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ
第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ
第 63 条第 3 項第 5 号イ に規定する優

良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

(略)

注 (略)

様式第4号 (第5条関係)

認 定 書

第 年 月 日 号

広島県知事 印

次の宅地の造成は、租税特別措置法 第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ
第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ
第 63 条第 3 項第 5 号イ
第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ に規定する優

良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

(略)

注 (略)

様式第5号 (第5条関係)

通 知 書

第 年 月 日 号

様
広島県知事 印

年 月 日付けで申請の次の宅地造成は、租税特別措置法 第 28 条の 4 第 3 項第 5
第 31 条の 2 第 2 項第 14
第 62 条の 3 第 4 項第 14
第 63 条第 3 項第 5 号イ

号イ
号ハ
号ハ の規定による優良な宅地として認定できないので通知します。

(略)

注 (略)

様式第5号 (第5条関係)

通 知 書

第 年 月 日 号

様
広島県知事 印

年 月 日付けで申請の次の宅地造成は、租税特別措置法 第 28 条の 4 第 3 項第 5
第 31 条の 2 第 2 項第 14
第 62 条の 3 第 4 項第 14
第 63 条第 3 項第 5 号イ
第 68 条の 69 第 3 項第 5

号イ
号ハ
号ハ の規定による優良な宅地として認定できないので通知します。

(略)

注 (略)

様式第6号 (第7条関係)

優 良 宅 地 造 成 証 明 申 請 書

租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ の規定に基づき次の宅地

造成について認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日
様

証明申請者 住 所
氏 名

(略)

(略)

注 (略)

様式第6号 (第7条関係)

優 良 宅 地 造 成 証 明 申 請 書

租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ の規定に基づき次の宅地

造成について認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日
様

証明申請者住 所
氏 名

(略)

(略)

注 (略)

様式第10号 (第10条, 第11条関係)

優 良 宅 地 造 成 証 明 請 求 書

租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ の規定に基づき次の宅地造成

について認定の内容に適合している旨の証明を請求します。

年 月 日

広島県知事 様

証明申請者 住 所
氏 名

(略)

(略)

注 (略)

様式第10号 (第10条, 第11条関係)

優 良 宅 地 造 成 証 明 請 求 書

租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ の規定に基づき次の宅地造成

について認定の内容に適合している旨の証明を請求します。

年 月 日

広島県知事 様

証明申請者 住 所
氏 名

(略)

(略)

注 (略)

様式第 11 号 (第 11 条関係)

優 良 宅 地 造 成 認 定 請 求 書
第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
租税特別措置法 第 63 条第 3 項第 5 号イ の規定に基づき優良な宅地
の供給に寄与する造成であることの認定を請求します。
年 月 日
広島県知事 様
認定申請者 住 所
氏 名

(略)
注 (略)

様式第 11 号 (第 11 条関係)

優 良 宅 地 造 成 認 定 請 求 書
第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
租税特別措置法 第 63 条第 3 項第 5 号イ の規定に基づき優良な宅地
第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ
の供給に寄与する造成であることの認定を請求します。
年 月 日
広島県知事 様
認定申請者 住 所
氏 名

(略)
注 (略)

様式第 12 号 (第 12 条関係)

造成工事が完了した宅地の証明書
第 年 月 日 号
広島県知事 
第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
次の宅地の造成は、租税特別措置法 第 63 条第 3 項第 5 号イ に規定する優
良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。
(略)
注 (略)

様式第 12 号 (第 12 条関係)

造成工事が完了した宅地の証明書
第 年 月 日 号
広島県知事 
第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
次の宅地の造成は、租税特別措置法 第 63 条第 3 項第 5 号イ 第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ に規定する優
良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。
(略)
注 (略)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。